

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	<p>平成 30 年 5 月 15 日 (火) 第 9 0 0 1 号</p>
		<p>毎週火・金曜日発行</p>

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (346) (福祉監査指導課) 2 大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (347・348) (企業支援課) 2 県営土地改良事業計画の変更 (349) (農地・水保全課) 4 土地改良区の役員の就退任 (350) (中部総合事務所農林局) 5 指定居宅サービス事業の廃止の届出 (351) (中部総合事務所福祉保健局) 5 指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (352) (〃) 6
◇ 公 告	平成30年度毒物劇物取扱者試験の実施 (医療・保険課) 6 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (技術企画課) 7 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 8

告 示

鳥取県告示第346号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人北栄町社会福祉協議会	東伯郡北栄町瀬戸36-2	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会福祉用具貸与事業所	東伯郡北栄町瀬戸36-2	福祉用具貸与	平成27年4月1日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人北栄町社会福祉協議会	東伯郡北栄町瀬戸36-2	社会福祉法人北栄町社会福祉協議会介護予防福祉用具貸与事業所	東伯郡北栄町瀬戸36-2	介護予防福祉用具貸与	平成27年4月1日

鳥取県告示第347号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ユニクロ鳥取店・開放倉庫鳥取店 鳥取市安長字行水226-1ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内一丁目5-1

鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 谷口 節次 鳥取市行徳一丁目103

3 変更した事項

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前 開放倉庫鳥取店 鳥取市安長223

変更後 （仮称）ユニクロ鳥取店・開放倉庫鳥取店 鳥取市安長字行水226-1ほか

（2）大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前 鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 近藤 儀徳 鳥取市行徳一丁目103

変更後 三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内一丁目5-1

鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 谷口 節次 鳥取市行徳一丁目103

（3）大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 変更前 株式会社開放倉庫 代表取締役 佐藤 巖 京都府木津川市山城町椿井畑岡40-1
変更後 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井 正 山口県山口市佐山717-1
株式会社開放倉庫 代表取締役 佐藤 巖 京都府木津川市山城町椿井畑岡40-1
- 4 変更年月日
平成30年5月1日ほか
- 5 届出年月日
平成30年5月1日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成30年5月15日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第348号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成30年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ユニクロ鳥取店・開放倉庫鳥取店 鳥取市安長字行水226-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
三菱UFJリース株式会社 代表取締役 柳井 隆博 東京都千代田区丸の内一丁目5-1
鳥取いなば農業協同組合 代表理事組合長 谷口 節次 鳥取市行徳一丁目103
- 3 変更する事項
- (1) 店舗の面積
- 変更前 2,273平方メートル
変更後 3,869平方メートル
- (2) 施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置
6の書類に記載のとおり
- イ 駐車場の収容台数
変更前 58台
変更後 170台
- ウ 駐輪場の位置
6の書類に記載のとおり
- エ 駐輪場の収容台数
変更前 22台
変更後 34台
- オ 荷さばき施設の位置
6の書類に記載のとおり
- カ 荷さばき施設の面積

- 変更前 30平方メートル
変更後 80平方メートル
- キ 廃棄物等の保管施設の位置
6の書類に記載のとおり
- ク 廃棄物等の保管施設の容量
変更前 250.00立法メートル
変更後 270.97立法メートル
- (3) 施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前2時
変更後 開店時刻 午前6時 閉店時刻 午前2時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前8時30分から午前2時30分まで
変更後 午前5時30分から午前2時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
変更前 2
変更後 7
- エ 駐車場の自動車の出入口の位置
6の書類に記載のとおり
- オ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 午前9時から午後8時まで
変更後 午前6時から午後8時まで
- 4 変更年月日
平成31年1月2日
- 5 届出年月日
平成30年5月1日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成30年5月15日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第349号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業 江府地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成30年5月15日から同年6月4日まで

3 縦覧に供する場所

江府町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第350号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成30年5月15日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 山本公孝 倉吉市小田131
- 〃 徳田和幸 倉吉市下古川17
- 〃 生田 愿 倉吉市大塚120
- 〃 伊東正夫 倉吉市新田85-1
- 〃 岸田佳人 倉吉市古川沢246
- 〃 徳田一範 倉吉市井手畑38
- 〃 吉田 正 倉吉市中江185
- 〃 福田好雄 倉吉市穴窪224
- 〃 別本勝美 東伯郡北栄町国坂374
- 監事 北窓 實 倉吉市新田238
- 〃 奥田義富 倉吉市古川沢247-4

平成30年4月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 山本公孝 倉吉市小田131
- 〃 河崎 朗 倉吉市中江146
- 〃 福田好雄 倉吉市穴窪224
- 〃 伊東正夫 倉吉市新田85-1
- 〃 岸田佳人 倉吉市古川沢246
- 〃 徳田和幸 倉吉市下古川17
- 〃 南條康博 倉吉市井手畑129
- 〃 生田 愿 倉吉市大塚120
- 〃 別本勝美 東伯郡北栄町国坂374
- 監事 奥田義富 倉吉市古川沢247-4
- 〃 伊東隆文 倉吉市新田106

平成30年4月22日就任 任期4年

鳥取県告示第351号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月15日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

事業者の名称	指定に係る事業	指定に係る事業	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類

又は氏名	所の名称	所の所在地			
細川勝紀	細川内科胃腸科 医院	東伯郡湯梨浜町 はわい長瀬611 -1	平成30年4月20日	平成30年4月20日	訪問看護、居宅療 養管理指導

鳥取県告示第352号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成30年5月15日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
細川勝紀	細川内科胃腸科 医院	東伯郡湯梨浜町 はわい長瀬611 -1	平成30年4月20日	平成30年4月20日	介護予防訪問看 護、介護予防居宅 療養管理指導

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、平成30年度鳥取県毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成30年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

平成30年8月9日（木） 午前10時50分から午後2時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に規定する内燃機関用メタノールに係るものを除く。）

4 試験の方法

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法（記述式による。）

なお、(1)ウ及び(2)の毒物及び劇物は、農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。

5 受験手続

(1) 書類の提出先

ア 県内居住者 鳥取市健康こども部鳥取市保健所（〒680-0845 鳥取市富安二丁目104-2 さざんか会館）

鳥取県中部総合事務所福祉保健局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所福祉保健局（〒683-0802 米子市東福原一丁目1-45）

イ 県外居住者 鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

(2) 提出書類

ア 受験願書（9に掲げる問合せ先において配布するものによること。）

イ 履歴書（アとともに配布するものによること。）

ウ 写真（出願前6月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）

エ 受験票（アとともに配布するものによること。）

(3) 受験に関する書類の受付の期間及び時間

平成30年6月4日（月）から同月15日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、郵送の場合は、平成30年6月15日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) その他

視覚、聴覚、音声又は言語機能等身体に障がいをもつ者が受験を希望する場合は、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な措置を講ずる用意があるので、願書の提出までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課にその旨を申し出ること。

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既に納付された受験手数料は、返還しない。

7 受験票の交付

受験票については、平成30年7月6日（金）までに鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課から本人宛てに送付する。

8 合格者の発表等

(1) 合格者の受験番号を、平成30年9月3日（月）午前9時に鳥取県庁並びに鳥取県中部総合事務所福祉保健局及び鳥取県西部総合事務所福祉保健局に掲示し、並びに鳥取県ホームページに掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験結果の開示

この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、平成30年9月3日（月）から同年10月2日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間に、鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課に受験票又は運転免許証等の本人であることを確認できるものを持参の上、その旨を申し出ること。

9 問合せ先

この試験に関し不明なことは、次に問い合わせること。

鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課（電話 0857-26-7203、ファクシミリ 0857-26-8168）

鳥取市健康子ども部鳥取市保健所（電話 0857-22-5691、ファクシミリ 0857-22-5669）

鳥取県中部総合事務所福祉保健局（電話 0858-23-3144、ファクシミリ 0858-23-4803）

鳥取県西部総合事務所福祉保健局（電話 0859-31-9316、ファクシミリ 0859-34-1392）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、湯梨浜町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
東郷都市計画下水道湯梨浜町公共下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成30年5月15日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

- 1 受講対象者
鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの
- 2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年6月11日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 $\frac{1}{2}$ 号の散弾	5人
平成30年6月25日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成30年6月5日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成30年6月12日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成30年6月19日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成30年6月26日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成30年6月26日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	3人

3 講習科目

- (1) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - イ 猟銃の点検
 - ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
 - エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃

イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

(1) 技能講習に対応した銃砲及び実包

(2) 猟銃・空気銃所持許可証

(3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。